

## 《上級専門家名簿への登録を更新される方へ》

上級専門家名簿への登録を更新される方は、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。

### I. 名簿更新（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家制度名簿 上級専門家 登録更新申請書（様式第 20 号-3）
  2. 登録更新手数料（手数料 15,000 円＋消費税）受領証（写）：様式第 20 号-3 の裏面に貼付
  3. 実務経験報告書（様式第 1 号）又は実践活動報告書（様式第 7 号）  
上級専門家として登録後、産業保健看護に係る実務経験があること、若しくは実践活動を行っていること
  4. 研修単位報告書（様式第 2 号-1）及び研修内容報告書（様式第 2 号-2）  
継続研修を 20 単位（専門研修 16 単位、実地研修 4 単位）履修しており、うち産業看護総論については 2 単位以上履修していること
  5. 学会活動報告書（様式第 5 号：参加証の写しも提出）  
→ 正会員として、次の学会活動を行っていることとする  
日本産業衛生学会（総会）、全国協議会出席を 2 ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を 1 ポイントとし、5 年間で、8 ポイント以上あること
  6. 業績報告書（様式第 4 号：抄録・論文の写しも提出）又は社会貢献報告書（様式第 6 号：委嘱状等の写しも提出）  
上級専門家として登録後、産業保健看護に係る研究業績があること、若しくは産業保健看護に係る社会貢献を行っていること  
→ 次のいずれかを満たしていることとする
    - 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第 1 発表者として 1 演題以上の発表実績があること
    - 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として 1 論文以上の発表実績があること
    - 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として 1 例以上の GPS : Good Practice Samples の発表実績があること
    - 産業保健看護に係る社会貢献を行っていること
- ※ 上級専門家の名簿への登録有効期間は、認定証に規定される認定日の翌日から起算して 5 年を経過する日までとする。ただし、委員会は、5 年以内に更新手続きを行わなかった者で、その事由がやむを得ざるものと認められた者については、5 年を超えて登録の更新を認めることができる。